

令和4年度 移住関連支援一覧

分類	No	事業名	事業概要	問い合わせ先
				担当電話番号
結婚支援	1	「はび福なび」会員登録補助金制度	20歳以上50歳以下の市内に住所を有する独身者を対象に、結婚マッチングシステム「はび福なび」※の初回の入会登録費用を補助（上限1万円） ※「はび福なび」…福島県が導入した全県ネットワークにより、結婚のお相手を紹介するオンライン型のマッチングシステム。	こども家庭課 0244-24-5215
	2	半年成婚サポート事業（指定結婚相談所利用サポート事業）	市が指定した民間の結婚相談所に会員登録し婚活サービスを利用する際の費用の一部を市が支援（上限20万円）	こども家庭課 0244-24-5215
	3	結婚新生活支援事業助成金	令和4年1月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦（いずれも婚姻日において39歳以下）に対して、住宅取得費、住宅賃貸費、引越費、リフォーム費、家具・家電購入費を助成（最大30万円※家具および家電購入費は上限10万円）	こども家庭課 0244-24-5215
子育て支援	4	はぐパパ応援育児取得促進奨励金	育児休業を取得した男性労働者に対し、奨励金を交付。（育児休業取得期間7日以上1か月未満の場合5万円、1か月以上の場合20万円）	こども家庭課 0244-24-5215
	5	ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業	お子さんの誕生を祝い、誕生祝い品（紙おむつ、おしりふき、粉ミルク）を購入できる2万円分の給付券および市産米30kgを支給。	こども家庭課 0244-24-5215
	6	在宅保育支援事業	満3歳未満の子どもを保育園等に預けず、家庭において保育を行っている保護者に対し、子ども1人あたり月1万円を交付。	こども家庭課 0244-24-5215
	7	多子世帯子育て応援支援金支給事業	子どもを安心して産み育てられる環境づくり推進のため、第3子以降の子どもの出生時(30万円)と小学校入学時(10万円)に支援金を支給。	こども家庭課 0244-24-5215
	8	保育園（所）・認定こども園・小規模保育施設保育料の無料化	市内に住民登録し、市内の保育園（所）・認定こども園・小規模保育施設に在園する乳幼児（0歳児～2歳児）の保育料を無料化。	こども育成課 0244-24-5242
	9	認可外保育施設入所児童の助成	市内に住民登録し、市内の認可外保育施設に入所している児童の保護者を対象として、月額37,000円（年額444,000円）を上限に保育料を助成。	こども育成課 0244-24-5242
	10	保育園（所）副食費の補助	市内の民間保育園（所）に対し給食用食材費を補助し、園児の副食費の負担を軽減。（月額上限1人4,500円）	こども育成課 0244-24-5242
	11	私立幼稚園給食費の助成	市内の私立幼稚園に在園する園児の給食費を助成。（月額上限1人4,500円）	こども育成課 0244-24-5242
12	学校給食費の保護者負担軽減	南相馬市立の小学校に通学する児童生徒の保護者に対して、給食費全額を公費負担。	学校教育課 0244-24-5283	
13	巣立ち応援18歳祝い金支給事業	18歳を迎える子どもたちの巣立ちにエールを送るため、大学進学や就職に係る準備資金として祝い金5万円を支給。	こども家庭課 0244-24-5215	
住む支援	14	市外から移住・定住する世帯、多世代同居、近居・多子世帯向けの住宅補助制度	市外から転入し、5年以上居住する意思をもって市内で住宅を取得又は賃貸する世帯に対し、奨励金を交付。 【民間賃貸住宅入居】 ○単身就業世帯・子育て世帯・若年夫婦世帯 18万円 【住宅取得】※特定区域、多子、新婚、就農世帯へは別途加算あり ○単身就業・就業・近居 新築住宅：75万円、中古住宅：50万円 ○子育て・若年夫婦・多世代同居・多子 新築住宅：100万円、中古住宅：75万円	建築住宅課 0244-24-5253
	15	空き家・空き地バンク物件を購入、賃借して改修する方への補助制度	市内で購入、賃借した空き家（空き家バンク登録物件）を30万円以上の改修費をかけて改修する世帯に対し、奨励金を交付。 ※5万円以上の家財処分に対して最大20万円の補助あり 【購入】 ○単身就業世帯・就業世帯・近居世帯 50万円※改修、特定区域、多子、新婚、就農世帯は別途加算あり ○子育て世帯・若年夫婦世帯・多世代同居世帯 75万円※改修、特定区域、多子、新婚、就農世帯は別途加算あり 【賃借】 ○単身就業世帯・就業世帯・近居世帯 最大100万円の改修補助金※特定区域、多子、新婚、就農世帯は別途加算あり ○子育て世帯・若年夫婦世帯・多世代同居世帯 最大150万円の改修補助金※特定区域、多子、新婚、就農世帯は別途加算あり	建築住宅課 0244-24-5253
	16	地域対応活用住宅（市営住宅）の提供	定住のための検討期間に居住を希望する方や、起業および新規就農を検討する方向けに原則1年以内で地域対応活用住宅を提供。（※家賃の上限目安 35,000円程度）	建築住宅課 0244-24-5253
17	移住者自動車運転講習支援補助金	令和3年7月1日以降に福島県外から市に転入し、自動車運転に不安のある移住者の方を対象に、市内の自動車教習所で受講するペーパードライバー講習の費用を助成。（1回あたり5,500円を上限とし、1人あたり3回まで）	移住定住課 0244-24-5269	

令和4年度 移住関連支援一覧

分類	No	事業名	事業概要	問い合わせ先
				担当電話番号
働く支援	18	福島県12市町村移住支援金	5年以上居住する意思をもって、福島県外から南相馬市へ移住し、就業もしくは起業する方に移住支援金を交付。(2人以上 世帯最大200万円、単身世帯 最大120万円)	福島県12市町村個人支援金 コンタクトセンター 0570-057-236
	19	市外就職希望者就職活動支援事業助成金	市外からの就職希望者に対して、みなみそうま就職ナビWEBサイトの掲載事業所への就職活動に要する交通費や、就職し市内へ転居するための転居費の一部を助成。 ○就職活動交通費助成金 助成率 2/3 上限10万円 ○市内転居費用助成金 助成率10/10、県内からの転居 上限30万円、県外からの転居 上限60万円	商工労政課 0244-24-5346
	20	奨学金返還支援事業補助金	日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けている方が、医療・福祉や農業・林業、漁業、製造業、情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業に属する市内事業所等へ就職し定住する場合に、利子分を除いた通常の償還年額相当額（最大18万円）を最長8年交付。また、上記の対象者のうち、医療福祉産業に属する市内事業所等で保育士、看護師として就職・定住した場合、半年後に40万円交付。	商工労政課 0244-24-5346
	21	育英資金貸付制度	進学するまで南相馬市に1年以上住所を有する学生又は生徒で、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付。 市内での就業など一定の条件を満たすことで、返還未済額の1/2の額を免除。(※看護師、保育士、介護福祉士として就業する場合は、返還未済額の全額免除。)	教育総務課 0244-24-5282
	22	南相馬市保育士等修学資金貸付事業	保育士等の養成施設の卒業後、直ちに市内の私立保育園や私立幼稚園等で保育士、幼稚園教諭として勤務する意思のある方に授業料、入学資金等の貸付を行う。また、修学資金貸付期間相当の期間、市内私立保育園等で保育士等として勤務した場合、貸付金の返還が免除される。	教育総務課 0244-24-5282
	23	南相馬市看護師等修学資金貸付事業	看護師等の養成施設の卒業後、直ちに市内の医療機関や介護施設で看護師等として勤務する意思のある方に授業料、生活費相当額、入学資金の貸付を行う。また、修学資金貸付期間相当の期間、市内医療機関や介護施設で看護師等として勤務した場合、貸付金の返還が免除される。	教育総務課 0244-24-5282
	24	被災地における福祉・介護人材に対する奨学金	県外から相双地域の介護保険施設等に介護職として内定・勤務が決定し、就労後所定の検定を受講される方に就職準備金(最大50万円※別途世帯人数等で加算あり)や研修受講料を貸付。 ※就職先での業務従事期間が最長2年間満了した場合は貸付金の返還が免除される。	福島県社会福祉協議会 024-526-0045
	25	多様な担い手育成・確保事業補助金 (1) 新規就農給付金事業	就農初期段階の支援として、市内に居住し、市内で新たに農業を営む50歳以上65歳未満の青年等就農計画またはそれと同等の計画の認定を受けた方を対象に、年間最大48万円を最長3年間交付。	農政課 0244-44-6807
	26	多様な担い手育成・確保事業補助金 (2) 農業用機械購入支援事業	市内で新たに農業を営む方(経営面積30 a以上又は農作物販売金額が50万円以上)並びに新規就農者を雇用する方向けに、生産・流通・販売等に必要の機械を導入する経費の一部を補助。(補助率3/4以内、補助上限額100万円)	農政課 0244-44-6807
	27	多様な担い手育成・確保事業補助金 (3) 農地賃借料支援事業	旧避難指示区域内で営農するために農地を借り入れた方を対象に、その借賃について最長5年間、年間最大15万円を補助。	農政課 0244-44-6807
	28	多様な担い手育成・確保事業補助金 (4) 移住就農者家賃支援事業	認定新規就農者または市内農業法人に2年以上雇用される見込みの新規就農者を対象に、賃貸住宅の家賃を最長2年間、月額最大6万円を補助。(賃貸住宅の場所が旧避難指示区域の場合は補助率3/4以内、それ以外は補助率1/2以内)	農政課 0244-44-6807
	29	旧避難指示区域内店舗営業運営費補助金	旧避難指示区域内で小売業や飲食サービス業など、日常生活に欠かせないサービスを提供する店舗等に対し、補助金を交付。(補助上限額年500万円)	小高区地域振興課 0244-44-2112
	30	情報通信業立地促進補助金	市民を新たに雇用し、賃貸により事務所を新規開設する事業者に補助金を交付。(補助限度額300万円)	商工労政課 0244-24-5335
	31	企業立地促進事業助成金	工場を新設、増設又は移設する事業者等に対し、新規雇用者数等に応じて助成金を交付。	商工労政課 0244-24-5335
32	商店街空き店舗対策事業補助金	市が指定する地域内で、空き店舗を活用して、市・商店会が認めた事業を行う場合に賃借料(月額上限15万、補助率1/3~1/2、最長2年間)および改装費(上限200万、補助率1/2)の一部を助成。	商工労政課 0244-24-5264	
来る支援	33	ふくしま12市町村移住支援交通費等補助金	18歳以上の県外在住者で福島県内への移住を希望・検討している方を対象に、現地視察を行う際の交通費、宿泊費を補助。(1人あたり1年度5回まで)	ふくしま12市町村 移住支援センター 0800-800-3305
	34	移住検討者市内活動交通費支援補助金	県外在住者で市内への移住・定住の意思のある方が、市内で移住検討活動を行う際のタクシー利用料およびレンタカー利用料を補助。(1人あたり1年度3回まで)	移住定住課 0244-24-5269
	35	大学生等フィールドワーク・交流活動支援事業	南相馬市内で、地域課題解決のための調査・研究活動を行う大学等(大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校)に対し、宿泊費用の一部を助成。(1泊につき1人3,000円 申請1回につき最大6泊まで)	イノベ政策課 0244-24-5406

※ 移住支援制度一覧につきましては、ご相談の多いものを掲載しております。移住希望者の方の状況によっては他にご紹介できる支援制度がある可能性もございますので、お気軽に移住定住課までご相談ください。